

本号（令和4年12月20日）で公布された条例のあらまし

◇香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において地方公共団体に適用される個人情報の保護に関する全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、香川県個人情報保護条例の全部を改正することとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第31号）

- 1 旅券法（昭和26年法律第267号）の改正による旅券の査証欄増補制度の廃止等に伴い、条例で定める手数料について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年3月27日から施行することとした。

◇香川県立自然公園条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第32号）

- 1 自然公園法（昭和32年法律第161号）の改正により、国立公園等における質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度が創設されたこと等を踏まえ、県立自然公園についても同様の制度を創設するなど所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）

- 1 地方公務員法（昭和28年法律第261号）及び警察法（昭和29年法律第162号）の改正等を踏まえ、国家公務員との均衡を考慮して、職員の定年を段階的に引き上げるとともに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するために必要な事項を定めるほか、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第34号）

- 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける非常勤職員の退職手当の取扱いが改められたこと等を踏まえ、会計年度任用職員等の退職手当について、国家公務員との均衡を考慮して、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年1月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第35号）

- 1 人事委員会の令和4年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第36号）

- 1 人事委員会の令和4年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。

2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第37号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の改正を考慮し、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第38号）

- 1 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を考慮し、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年香川県条例第39号）

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）における個人情報の保護に関する全国的な共通ルールの適用対象外とされた県議会に係る独自の個人情報保護制度を創設するため、この条例を制定することとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。